

大阪府知事選挙

～さあ投票 選挙の主役は あなたです～



投票		11月22日(日)午前7時～午後8時 各投票所	
期日	投票	開票	投票
11月6日(金)～21日(土)	午前8時30分～午後8時	市役所本館1階 玄関ホール	
			11月22日(日)午後9時～ いきいきランド交野

大阪府知事選挙が、11月5日(木)に告示され、11月22日(日)に投票、即日開票します。各家庭に郵送される「投票所入場整理券」に記載されている投票所で、投票してください。

投票 午前7時～午後8時、各投票所
開票 午後の時～、いきいきランド交野

問い合わせ 選挙管理委員会
事務局(TEL:06-22-0121)

投票 午前7時～午後8時、各投票所
開票 午後の時～、いきいきランド交野

※各投票区の区域と投票所は下段の一覧表のとおりです。

投票速報・開票結果
はホームページで
投票速報・開票結果
1時間ごとの投票速報と
開票結果は、市のホームページでお知らせします。
投票速報 11月22日(日)午前8時から1時間ごとに
開票結果 開票終了後
※ホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/>)

投票するには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

今回の選挙については、次の①～③を満たす人が、投票できます。

①平成7年11月23日までに生まれた人
②平成27年8月4日までに交野市への転入届を済ませた人

登録要件

投票所には、次のものを備え付けています。必要に応じてご利用ください。

投票所の備品 車いす、車いす用記載台、老眼鏡、点字器、点字の候補者名簿、筆談用ボード、拡大鏡

※選挙期間中に20歳を迎える人は、生年月日によって期日前投票ができる期間が異なります。期日前投票ができる期間は、不在者投票での投票となります。詳しくはお問い合わせください。

投票できる人

③に該当する人で、平成27年11月4日に継続して住んでいる人

※最近、府内の市町村間で転居した人は、投票のときに手続き大阪府内に住所を有する旨の証明書の提示が必要です。

投票するには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

今回の選挙については、次の①～③を満たす人が、投票できます。

①平成7年11月23日までに生まれた人
②平成27年8月4日までに交野市への転入届を済ませた人

登録要件

投票所には、次のものを備え付けています。必要に応じてご利用ください。

投票所の備品 車いす、車いす用記載台、老眼鏡、点字器、点字の候補者名簿、筆談用ボード、拡大鏡

※選挙期間中に20歳を迎える人は、生年月日によって期日前投票ができる期間が異なります。期日前投票ができる期間は、不在者投票での投票となります。詳しくはお問い合わせください。

各投票区と投票所案内図



11月5日の告示以降、各家庭の世帯主名で投票所入場整理券を郵送します。

入場整理券は、1通のはがきに4人分までを1組にして作成しています。有権者が5人以上いる世帯には、2通以上はがきに分かれて届きます。

投票所は、各家庭に郵送されます。

入場整理券を各家庭に郵送

11月5日の告示以降、各家庭の世帯主名で投票所入場整理券を郵送します。

入場整理券は、1通のはがきに4人分までを1組にして作成しています。有権者が5人以上いる世帯には、2通以上はがきに分かれて届きます。

投票所は、各家庭に郵送されます。

無効になる投票

せっかく投票しても、記載されている内容により無効投票になる場合があります。投票する候補者氏名をはつきり記載してください。

次のようなものは無効投票になります。

選挙公報をお届けします

各家庭に候補者の経歴などを掲載した選挙公報を11月20日(金)までに配布します。

届かない場合は、市選挙管理委員会まで連絡ください。

投票所には、次のものを備え付けています。必要に応じてご利用ください。

選挙人名簿の縦覧

選挙に伴う選挙人名簿登録にかかる縦覧を行います。

とき 11月5日（木）午前8時30分～午後5時
ところ 市役所本館2階 選挙管理委員会事務局

投票制度のご利用を



期日前・不在者投票制度のご利用を

期日前投票や不在者投票は、投票日に投票所で投票できないと見込まれる人が、利用できる制度です。

対象

- ▽仕事や冠婚葬祭がある人
- ▽レジャー・や買物、旅行などで投票区域外にいる人
- ▽病気や妊娠などで、投票所に行くことが困難な人

ま、サークル・ナートかたの
▽身体障がい者支援施設・交野自立センター

申請用紙のダウンロード

期日前投票・不在者投票の誓書・請求書は、選挙管理委員会のホームページ(<http://www.city.katano.osaka.jp/so-shiki/gyousei/>)からダウンロードすることができます。また、市役所本館2階の選挙管理委員会事務局でも、受け取ることができます。

A 身体障がい者手帳を持ち、①両下肢、体幹、移動機能の障がいが1級または2級の人②心臓・腎臓・呼吸器がいの程度が1級または3級の人③免疫または肝臓のがうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の人④免疫または肝臓の人はまる人は、自宅などから郵便等で不在者投票ができます。

郵便等投票制度

次の(A)(B)(C)のいずれかに当てはまる人は、自宅などから郵便等で不在者投票ができます。

(A) 身体障がい者手帳を持ち、①両下肢、体幹、移動機能の障がいが1級または2級の人②心臓・腎臓・呼吸器がいの程度が1級または3級の人③免疫または肝臓の人がまる人は、自宅などから郵便等で不在者投票ができます。

期日前投票

期日前投票期間中に、期日前投票をする旨の宣誓書を記入し、その場で交付される投票用紙に候補者氏名を記入して、直接投票箱に投函してください。

また、投票には入場整理券をお持ちください。

とき 11月6日（金）～21日（土）午前8時30分～午後8時
ところ 市役所本館1階 玄関ホール

不在者投票

出張などで、期日前投票や投票日に投票できない人が対象となります。

投票期間 11月6日（金）～21日（土）
①出張先 滞在先の他市町村で投票する
市選挙管理委員会に「不在者投票宣誓書・請求書」により、投票用紙などを請求してください。この宣誓書・請求

書を受け取り次第、投票用紙などを送りますので、滞在地などの選挙管理委員会で投票してください。

選挙管理委員会以外で記入したもの、同封している「不在者投票証明書」の封筒を開封したものは無効となり、投票できなくなります。

②不在者投票ができる施設で投票する

病院や老人ホームなど、入所している施設が不在者投票のできる施設に指定されている場合は、その施設に申し出ることで投票できます。

不在者投票ができる市内の施設
▽病院・交野病院、星田南病院、介護老人保健施設蓬矢館かたの、介護老人保健施設青山

▽老人ホーム・きんもくせい特別養護老人ホーム、ケアハウスきんもくせい、特別養護老人ホーム明星、特別養護老人ホーム天の川明星、軽費老人ホーム明星、アミーユ交野、レガート交野、ペストライフ交野、特別養護老人ホーム美来（老人短期入所施設を含む）、特別養護老人ホームあおや

してはいけない選挙運動

選挙運動のできる期間は、立候補の届け出をした日から投票日前日までです。

選挙運動には各種のルールがあり、選挙運動関係者だけでなく、有権者もこのルールを守らなくてはなりません。

【戸別訪問】

各戸を訪問して、投票を依頼することはできません。



【飲食物の提供】
陣中見舞いなどといって、飲食物を選挙事務所などに差し入れすることはできません。

ま、サークル・ナートかたの
▽身体障がい者支援施設・交野自立センター

（B）戦傷病者手帳を持ち、①両下肢、体幹の障がいの程度が、特別項症から第2項症の人②心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症の人

（C）介護保険の被保険者証の要介護状態区分の記載が「要介護5」の人

※郵便等投票をすることができない人で、上肢または視覚の障がいが、身体障がい者の手帳に「1級」とある人や、戦傷病者手帳で上肢または視覚の障がいが、特別項症から第2項症の人は、申請

する」とことで投票を代理記載する人を指定して投票することができます。

■手続き

あらかじめ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けておくことが必要です。身体障がい者手帳や介護保険被保険者証などを提示し、市選挙管理委員会宛ての書面で申請してください。該当する場合は「郵便等投票証明書」を交付します。

郵便等投票の対象となる人で未申請の人は、市選挙管理委員会に身体障がい者手帳などを添えて申請してください。有効期限が切れている場合も、改めて申請手続きが必要です。

